精華町事業者未来サポート補助金
ご案内

精華町では、町内の中小企業者及び小規模企業者が未来に向けて成長しつづけるために取り組むサイバーセキュリティ対策にかかる事業や経営環境向上等に繋がる事業に対して経費の一部を助成します

【申請期間】

令和８年１１月２０日（金）から令和９年２月１２日（金）まで

【申請書の提出先】

１）サイバーセキュリティ対策にかかる事業
精華町事業部商工推進室

２）経営環境向上等に繋がる事業
精華町商工会

【補助対象者】

中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者で、次の（１）～（５）の全てに該当する者

（１）法人にあっては精華町内に事業所を有する者、個人事業主にあっては精華町内に住所を有する者
（２）町税（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び法人町民税をいう。）及び国民健康保険税の滞納のない者
（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第１３項に規定する接待業務受託営業を行っていない者
（４）営業に関して必要な許認可等を取得している者
（５）精華町暴力団排除条例(平成２３年精華町条例第３０号)に規定する暴力団員等でない者

【問合せ先】

精華町事業部商工推進室　＜連絡先＞　　TEL　0774-34-0234

１　対象となる中小企業者、小規模企業者の範囲

〔中小企業者〕

業　種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他	３００人以下	３億円以下
卸売業	１００人以下	１億円以下
小売業	５０人以下	５，０００万円以下
サービス業	１００人以下	５，０００万円以下

〔小規模企業者〕

業　種	常時使用する従業員の数
製造業・その他	２０人以下
商業・サービス業	５人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合等）、有限責任事業組合は補助対象者とはなりません。また、農業法人については、「会社法の会社又は有限会社」に限り補助対象者となります。詳しくは中小企業庁ホームページの『ＦＡＱ「中小企業の定義について+」』をご確認ください。

【対象外】
- 交付決定前に着手した事業

２　対象事業

１）サイバーセキュリティ対策にかかる事業

自社の企業秘密や個人情報等を保護する観点から構築したサイバーセキュリティ対策を強化のために行う以下の取組

（ただし、機器等の導入・補助対象期間外のランニングコストは対象外）

① 統合型アプライアンスのソフトウェア更新
※複数の異なるセキュリティ機能を１台の専用ハードウェアに集約した機器(UTM 等)

② エンドポイント・セキュリティ監視ソフトウェア導入・更新(EDR・EPP 等)
※ネットワークの末端にある端末(エンドポイント)をサイバー攻撃やウイルスから守る対策

③ コンテンツセキュリティ対策（ウイルス対策ソフトの導入経費など）

④ 標的型メール訓練サービスの受講

⑤ 送信ドメイン認証(DKIM、DMARK)などメールセキュリティ認証、および Web サイトのセキュリティ対策(HTTPS 化、DNSSEC、XSS、プログラミング言語・ライブラリ対策対策、認証強化(多要素認証・パスキー等))の設定・取得

⑥ サイバーセキュリティ対策に関するセミナーや従業員の資格取得に係る人材育成

⑦ セキュリティ対策に関する認証取得（ISMS、プライバシーマークなど）

⑧ セキュリティ管理規定を策定するための支援業務委託

２）経営環境向上等に繋がる事業

精華町商工会が、「経営改善に向けて販売促進やコストダウンにつながる」、または「国内外の企業を呼び込み固定客を生み出す」ものであると評価する以下の事業

①人材不足対策や省人化に向けた新規設備（ロボットアームや自動検査機など）を試験的に新規にレンタルして導入やソフトウェア設定する事業（機器のレンタルやソフトウェア設定、ソフトウ

ェア設計など)
② 海外展示会への出展事業（出展料、備品レンタル費用、ブース施工費、通訳費など）
※交通費や宿泊費、販促品作成費用、展示会主催者の指定業者以外は除く。
③ 国内外の展示会への出展立案から出展後の契約締結までに効果的な出展に向けたコンサルティング委託事業
④ 食の多様性に対応する食の認証を取得するための申請及びコンサルティング委託事業（ヴィーガン・ベジタリアン・ハラール・コーシャ認証、グルテンフリー食品認証など）

【重要】：設備・機器類の購入・資産の所有権移転を前提としたリース等(いわゆるハード事業)は対象外です。

「２）経営環境向上等に繋がる事業」における精華町商工会の評価基準は次のとおりとする。
⑴ 売上高・売上総利益の向上、新規販路開拓、業務効率化などに効果があると予想されること。
⑵ 経営方針・目標と事業計画は、自社の強みや市場の特性を踏まえており、実現可能性が高いものとなっているか。
⑶ 補助金の見積内容の経済的合理性が明確であること。

３ 補助金の額
・補助対象経費の１／２もしくは３０万円のいずれか少ない方の額とします。（ただし、小規模企業者に該当する者は補助対象経費の２／３以内の額）
・補助金の額に１，０００円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。
・国、京都府等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は対象外とします。
・同一年度に申請できる回数は、１回とします。

４ 事業実施期間
交付決定の日から令和９年２月２８日（日）まで

５ 実績報告書の提出について
１）サイバーセキュリティ対策にかかる事業（提出先：精華町事業部商工推進室）
・提出期限：補助事業完了の日から３０日以内または令和９年３月１５日（月）まで
・領収書など支払いの明細がわかる資料や、成果物見本や写真等の添付が必要です。
・実績報告書の受付後、事業の成果や対象経費を審査し、補助額の確定を行います。

２）経営環境向上等に繋がる事業（提出先：精華町商工会）

【重要】実績報告書に基づき精華町商工会が事業効果についてヒアリングを行った結果、申請時の補助事業の目的（効果）を達成していないと判断される場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。

・提出期限：補助事業完了の日から３０日以内または令和９年３月１５日（月）まで
・領収書など支払いの明細がわかる資料や、成果物見本や写真等の添付が必要です。
・精華町商工会が確認をした後、精華町事業部商工推進室が実績報告書を受付し、事業の成果や対象経費を審査し、補助額の確定を行います。